

2024 年診療報酬改定の加算に関する院内掲示

① 医療情報取得加算に係る掲示

当院は、診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

正確な情報を取得・活用するために、マイナ保険証によるオンライン資格確認の利用に御協力をお願いいたします。公費負担受給者証については、マイナンバーカードでは確認できませんので、必ず原本をお持ちください。

(※現在使用している保険証が公的に有効である間は保険証の利用も可能です)

② 医療 DX 推進体制整備加算に係る掲示

当院は、医療 DX を通じた質の高い診療提供を目指しております。

1. オンライン請求を行っております。
2. オンライン資格確認等システムにより取得した医療情報を、診察室で閲覧又は活用して診療をできる体制を実施しています。(※今後導入予定です)
3. マイナ保険証利用を促進するなど、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
4. 電子処方箋の発行や電子カルテ共有サービスなどの取組を実施してまいります

(※今後導入予定です)

③ 後発医薬品使用体制加算に係る掲示

当院におけるジェネリック医薬品（後発医薬品）の取り扱いについて

1. ジェネリック医薬品の推奨
 - ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、先に開発された薬（先発医薬品）の特許が切れた後に同じ有効成分・同じ効果で国が承認したものです。
 - 開発費がかからない分先発医薬品と比べ低価格となり、医療費削減に寄与します。
 - そのため当院はジェネリック医薬品を積極的に採用しております。
2. 一般名処方箋の推奨
 - 一般名処方とは お薬の「有効成分」をそのまま「お薬名」として処方することです。
 - 一般名処方箋は 【般】+「一般的名称（有効成分）」+「剤形」+「含量」と記載されます。
 - これにより、有効成分が同一の医薬品が複数ある場合、調剤薬局の薬剤師と相談の上ご自身で選択することができます。
 - 当院は一般名処方を積極的に行っております。
3. 医薬品供給が不安定な状況による対応
 - 当院では、医薬品の供給が不足した場合、製薬会社、規格などの変更を行い対応します。必要に応じて同効薬を検討し、治療計画を見直し、適切に治療が継続できる体制をとっております。(医薬品業務手順書、後発医薬品採用に関する基準)
 - お薬に変更が必要な場合にはご説明いたします。

ご不明な点がございましたら医師・薬剤師にご相談ください

④情報通信機器を用いた診療

- 情報通信機器を用いた診療の初診の場合には向精神薬の処方はいりません。

⑤生活習慣病管理料（Ⅰ）（Ⅱ）

高血圧症・脂質異常症・糖尿病に関して、療養指導に同意した患者様が対象です。

年々増加する生活習慣病対策として、これまで算定してきた『特定疾患管理料』が廃止されまして、個人に応じた療養計画に基づきより専門的・総合的な治療管理を行う『生活習慣病管理料』へ移行するよう厚労省より指示がありました。

この度の診療報酬改定によって、患者様には個人に応じた目標設定や血圧・体重・食事・運動等に関する指導内容、検査結果等を記載した『療養計画書』へ署名（サイン）を頂く必要があります。

何卒、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

医師の判断において、リフィル処方や28日以上投薬を行う場合がございます。

⑥歯科訪問診療料

- 当院は歯科訪問診療を行っております。